

基安安発0629第4号
平成27年6月29日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について

平成27年6月29日付け基安安発0629第1号による「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」に基づき斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要である。

今般、斜面の点検者に対する安全教育実施要領を別添1のとおりとりまとめたので、同要領に基づき斜面の点検者が適切に養成されるよう、事業者等を指導されたい。

なお、別添2及び3のとおり関係団体あて協力を要請したので、了知されたい。

斜面の点検者に対する安全教育実施要領

1 目的

斜面崩壊による労働災害を防止するため、発注者、設計者及び施工者が斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するとともに、相互の協力の必要性及びそれぞれが実施する事項を示した「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 1 号により示されたところであるが、設計者、施工者等が選任する点検者による斜面の点検が適切に実施されるよう、点検者として指名される者に対して事前に必要な知識を付与することが求められる。

本要領において点検者に対する安全教育のカリキュラム、具体的実施方法等を示すことにより、設計者、施工者等が適切に点検者を養成することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

2 教育の対象者

本教育の対象者は、次の者とする。

(1) 設計者

- ・斜面の設計に従事する者

(2) 施工者

- ・元方事業者となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長等
- ・関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は監視担当者等

(3) その他

- ・斜面の点検を行う調査者

3 実施者

斜面掘削作業を伴う工事の設計者、施工者若しくは調査者又はこれらの者に代わって当該教育を実施する安全衛生団体等

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、別表の「斜面の点検者に対する安全教育カリキュラム」によること。

(2) 講師

本教育の講師は、労働安全コンサルタントや地山の掘削等作業主任者として斜面の掘削作業に関し十分な知識と経験を有し、別表のカリキュラムの科目について十分な知識と経験を有する者を充てること。

- (3) 安全衛生団体等が実施する教育は、1 回の教育対象人員数は概ね 50 人以内とすること。

5 実施結果の保存等

- (1) 設計者、施工者等は、点検を担当することとなる者に対して本教育を実施した場合は、その旨を記録し、保管すること。

- (2) 安全衛生団体等が上記 (1) の者に代わって当該教育を実施した場合は、修了者に対して修了を証する書面を交付する等の方法により、本教育を修了したことを証明するとともに、教育の修了者名簿を作成し、保管すること。

別表 斜面の点検者に対する安全教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
斜面掘削工事での労働災害発生状況等	・全産業、製造業及び建設業での死亡災害発生状況 ・斜面崩壊による労働災害の現状	0.5
斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止	・発注者、設計者及び施工者の三者の掘削斜面の状況等に関する情報共有の重要性 ・調査、設計から施工終了までの点検の流れ ・設計・施工段階別点検表、日常点検表、変状時点検表及び異常時対応シートの使用目的等	0.5
点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例	・設計・施工段階別点検表、日常点検表及び変状時点検表の使い方、各点検項目の解説及び判断基準 ・日常点検表又は変状時点検表による点検の結果、点検項目に○が付く、又は異常現象が「有」となった場合の措置 ・異常時対応シートの使い方及び解説 ・各点検表及び異常時対応シートの記載例	1.5
点検結果に基づく措置	・点検結果に基づく安全性の検討 ・日常点検表及び変状時点検表で異常が把握された場合の応急的対策 ・異常時への対応のための災害防止対策 ・点検結果を受けた発注者、設計者、施工者の連携等	1.0
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の関係条項	0.5
計		4.0

基安安発0629第5号
平成27年6月29日

一般社団法人日本建設業連合会専務理事
一般社団法人全国建設業協会専務理事
一般社団法人日本機械土工協会専務理事
一般社団法人全国地質調査業協会連合会専務理事
一般社団法人建設コンサルタンツ協会専務理事

}あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について

平成27年6月29日付け基安安発0629第2号による「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」に基づき斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要です。

今般、斜面の点検者に対する安全教育実施要領を別添のとおりとりまとめましたので、了知の上、本実施要領に基づく教育の周知等にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

基安安発0629第6号
平成27年6月29日

建設業労働災害防止協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について

平成27年6月29日付け基安安発0629第2号による「斜面崩壊による労働災害防止に関するガイドライン」に基づき斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要です。

今般、斜面の点検者に対する安全教育実施要領を別添のとおりとりまとめましたので、その周知にご協力いただくとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対する指導援助に特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。